



## 困難な事態をみんなで乗り越えましょう

### ～市長からのメッセージ～

市民の皆様には、新型コロナウイルス対策につきまして日頃からご協力をいただき心より感謝申し上げます。全国的に新型コロナウイルス感染症の拡大が続いており、4月16日には、「緊急事態宣言」が全国に出され、県内でも感染者が確認されました。

本市では、「倉吉市新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置し、関係機関との緊密な連携を図りながら、手洗いや咳エチケットなどの感染予防措置の取り組みや不要不急の外出の自粛などの協力をお願いしてきたところです。また、小中学校の休業、施設の休館、妊婦の皆さんへ市独自でマスクを配付するなどの必要な対策も講じてきたところです。

しかしながら、感染症の拡大により市民生活や経済活動には大きな支障や不安が生じてきているとこ

ろでもあります。本市としましては、これらの課題に対し早急に対応するため補正予算を編成し「特別定額給付金」をはじめとした必要な対策を進めているところであります。

新型コロナウイルスとの闘いは長期戦が予想されます。市としても精一杯努力していきたくと思っていますので、皆さんもデマに惑わされることなく冷静に正しい知識を持って対応していただきたいと思っています。一人一人が自覚して行動することで、きっとこの困難な事態も乗り越えることができると信じています。みんなで頑張りましょう。

令和2年5月1日

倉吉市長 石田耕太郎

### 市民のみなさまへお願い

- ・ 人混みや夜の街を避けるなど、不要不急の外出を避けましょう
- ・ 手洗いや手指消毒、マスク着用などの咳エチケットを励行しましょう
- ・ 3つの「密」（密閉空間、密集した場所、密接した会話）を避けましょう
- ・ 風邪症状や発熱、味覚・嗅覚に違和感が出たら、外出は控え、「発熱・帰国者・接触者相談センター（電話23-3135、23-3136）」に相談しましょう
- ・ 医療機関を受診したいときは、事前に電話しましょう
- ・ 医療従事者を応援し、差別はやめましょう
- ・ 感染者発生のデマ、悪質商法、詐欺などに注意しましょう
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関する人権に配慮をしましょう



# 特別定額給付金の支給が始まります

## 特別定額給付金について

4月30日、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策を盛り込んだ国の補正予算案が可決され、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため、特別定額給付金事業が実施されることになりました。

本市では、市民の皆さまに一日でも早く支給できるよう準備を進めておりますので、しばらくお待ちいただきますようお願いいたします。

☎倉吉市特別定額給付金支給実施本部 (TEL 22-8192 / FAX 22-8144)

## 給付対象者および受給権者

- ・給付対象者は、基準日（令和2年4月27日）において住民基本台帳に記録されている人
- ・受給権者は、その人が属する世帯の世帯主

## 給付額

給付対象者1人につき10万円  
【例えば、世帯主・妻・子の世帯の場合】  
⇒10万円×3人＝30万円支給

## 申請方法

感染拡大防止の観点から、郵送申請方式と、オンライン申請方式（マイナンバーカード所持者が利用可能）を基本とします。

## 給付方法

原則として申請者（世帯主）の本人名義の銀行口座へ振り込みます。

## 受付および給付開始日

申請受付開始日が決定しましたらホームページなどで広くお知らせします。

## 給付までの流れ（郵送申請の場合）

### ① 市役所から申請書が届く（5月中旬から）

世帯員の名前や支給金額などが記載された申請書が届きますので内容を確認してください。

### ② 申請書と必要書類を返送する

申請書に受取口座などを記入し、次の書類とともに同封の返信用封筒に入れて返送してください。

なお、**申請期限は、郵送申請方式の申請受付開始日から3か月以内**です。

- ・本人（世帯主）確認書類の写し
  - ・口座確認書類の写し
- ※各地区公民館でコピー可能です（要コピー代）

### ③ 給付金を受け取る（5月下旬から）

申請者（世帯主）本人名義の口座に振り込まれます。

※詳しい手続きはこちら▶



※オンライン申請の方法はこちら▶



それ、給付金を装った**詐欺**かもしれません！

- ⚠ 「個人情報」「通帳、キャッシュカード」「暗証番号」の詐取にご注意ください。
- ⚠ 市区町村や総務省などが現金自動預払機（ATM）の操作をお願いすることは絶対にありません。
- ⚠ 市区町村や総務省などが「特別定額給付金」の給付のために、手数料の振込みを求めることは、絶対にありません。



# 生活を支えるための支援

新型コロナウイルス感染症の影響により生活費などに困っている人たちへの支援策を紹介します。

詳しくは一覧の「お問い合わせ先」にお尋ねください。※感染拡大防止のため、なるべく電話でお問い合わせ下さい

## 生活費や住居費に困っている人へ

件名	主な内容	お問い合わせ先
緊急小口資金	緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合の費用の貸し付け 【対象者】休業などにより収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯	倉吉市社会福祉協議会 TEL 24-6265 FAX 22-5249
総合支援資金	生活再建までの間に必要な生活費用の貸し付け 【対象者】収入の減少や失業などにより生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯	倉吉市社会福祉協議会 TEL 24-6265 FAX 22-5249
子育て世帯への臨時特別給付金	子育て世帯の生活を支援するための一時金を支給 【対象者】令和2年4月分（3月分を含む）の児童手当を受給している人 【支給額】対象児童一人あたり1万円 ※詳細は6月に対象者へ通知します	子ども家庭課 TEL 22-8100 FAX 22-8135
住居確保給付金	離職などにより住居を失った、または失うおそれがある人を対象に、就職に向けた活動をするなど条件として一定期間、家賃相当額を支給 【支給要件】※次のいずれも満たす人 ・離職、廃業をした日から2年以内または、やむを得ない理由で休業などにより収入が減少している ・上記になる前、主たる生計維持者であった ・世帯収入と金融資産が一定の額以下である	倉吉市社会福祉協議会 TEL 24-6265 FAX 22-5249 福祉課 TEL 22-8118 FAX 22-7020
傷病手当金（国民健康保険・後期高齢者医療）	新型コロナウイルス感染症に感染した人や疑いのある人が仕事を休まなければならなかったときに手当金を支給 【支給要件】※次のいずれも満たす人 ・国民健康保険または後期高齢者医療保険の被保険者である ・給与の支払いを受けている ・新型コロナウイルス感染症に罹患または罹患した疑いがある ・連続する3日間を含み、4日以上仕事を休んでいる 【支給額】 直近の継続した3か月の給与収入の合計額／就労日数×2／3×支給対象日数	保険年金課 TEL 22-8151 FAX 22-2954

## 税や保険料の減免などを受けたい人へ

件名	主な内容	お問い合わせ先
国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料の減免など	新型コロナウイルス感染症の影響により収入が一定程度下がった人に、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料の減免や徴収猶予 ※保険料の減免は国から基準が示され次第、内容を決定します ※詳しい内容は、令和2年度保険料決定通知書（国民健康保険料および後期高齢者医療保険料は7月中旬、介護保険料は6月下旬に発送予定）およびホームページなどでお知らせします。	《国民健康保険料、後期高齢者医療保険料》 保険年金課 TEL 22-8124 FAX 22-2954 《介護保険料》 長寿社会課 TEL 22-7851 FAX 27-0032
国民年金保険料の免除など	新型コロナウイルス感染症の影響により主たる収入源を喪失などし、所得が急減したときの保険料の免除や納付猶予 ※詳しい内容は、市報6月号およびホームページでお知らせします。	保険年金課 TEL 22-8124 FAX 22-2954 日本年金機構倉吉年金事務所 TEL 26-5311
納税を猶予する「特例制度」	新型コロナウイルス感染症の影響により事業などの収入に相当の減少があった人に1年間、市税納付の猶予 【要件】※次のいずれも満たす人 ・新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）に事業などの収入が前年同期に比べおおむね20%以上減少している ・一度に納税を行うことが困難である	税務課債権回収室 TEL 22-8113 FAX 27-0518

# 事業活動を支えるための支援

新型コロナウイルス感染症の影響により事業資金などに困っている事業主の皆さんへの支援策を紹介します。詳しくは一覧の「お問い合わせ先」にお尋ねください。※感染拡大防止のため、なるべく電話でお問い合わせ下さい

## 事業資金のやり繰りなどに困っている事業主さまへ

件名	主な内容	お問い合わせ先
持続化給付金	新型コロナウイルス感染症の拡大により特に大きな影響を受けた事業者の事業を下支えし、再起の糧としていただくため持続化給付金を支給 【給付額（上限額）】法人200万円、個人事業者100万円 【支給対象】新型コロナウイルス感染症の影響により、ひと月の売上げが前年同月比で50%以上減少している人 ※中小企業、個人事業者、NPO法人、社会福祉法人などの会社以外の法人についても幅広く対象になります	中小企業金融・給付金相談窓口 ☎0570-78-3183
新型コロナウイルス対策向けの地域経済変動対策資金	新型コロナウイルス感染症による影響を受けた県内中小事業者に事業資金（運転資金、設備資金、借換資金）を貸し付け 【貸付限度額】2.8億円 【償還期間】10年間（うち据置5年）以内 【利率】 ・売上高が15%（個人事業主または中部地震被災企業向け資金の借入残高のある事業者の場合は5%）以上減少している事業者 当初5年間0%（固定金利）、6年目以降1.43%（変動金利） ・上記以外の事業者 当初5年間0.7%（固定金利）、6年目以降1.43%（変動金利） 【信用保証料】無料	《融資の申し込み》 各金融機関または商工会議所 《制度について》 県企業支援課 ☎0857-26-7453
頑張ろう「食のみやこ鳥取県」緊急支援事業費補助金	新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けながらもテイクアウト、デリバリー、移動販売、配達請負などを導入される事業者へ補助金を交付 【対象者】県内の飲食、宿泊、観光事業者などおよびこれらに関わる事業者 【対象経費】パッケージ作成費、PR資材作成費、広告費、移動販売に要する経費、商品開発経費、従業員研修費など 【補助金額】対象経費に補助率10/10をかけて出た金額（1事業者あたり10万円（複数店舗を営んでいる場合は20万円）が上限）	県中部総合事務所地域振興局 ☎23-3985

## 労働者の雇用維持などに困っている事業主さまへ

件名	主な内容	お問い合わせ先
雇用調整助成金（特例措置）	経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練または出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に休業手当などの一部を助成 【助成率】 ・中小企業4/5（解雇を行わない場合9/10） ・大企業2/3（解雇を行わない場合3/4） 【上限額】1人1日あたり8,330円（教育訓練を行う場合、中小企業は2,400円、大企業は1,800円を加算）	ハローワーク倉吉 ☎23-8609 ☎22-6494
新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金	①労働者を雇用する事業主向け 小学校などが臨時休業した場合に、保護者である労働者に有給休暇を取得させた企業に助成金を支給 【助成額】賃金相当額（上限額1人1日あたり8,330円） ②委託を受けて個人で仕事をする人向け 小学校などが臨時休業した場合に、その小学校などに通う子どもの世話をを行うため、契約した仕事ができなくなった個人（フリーランス）で仕事をする保護者に支援金を支給 【助成額】賃金相当額（上限額1人1日あたり4,100円） ③個人事業主で国の支援の対象にならない人 【助成額】個人事業を休んだ日数×4,100円	《①と②》 学校等休業助成金・支援金受付センター ☎0120-60-3999 《③》 県とっとり働き方改革支援センター ☎0120-833-877

## 農林漁業者の皆さまへ

新型コロナウイルス感染症の影響により、農林漁業経営の維持安定が困難な農林漁業者を対象に、農林漁業セーフティネット資金の貸付限度額の引上げ、実質無利子化、実質無担保などでの貸し付けを行うなど、必要な長期資金を日本政策金融公庫などが融資します。詳しくは日本政策金融公庫鳥取支店農林水産事業（☎0857-20-2151）にお問い合わせください。